

## 学校法人金城学園役員等の報酬等の支給基準に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、私立学校法第100条及び学校法人金城学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）第57条の規定に基づき、学校法人金城学園（以下「本法人」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「役員」とは、理事及び監事をいう。
- (2) 「常勤の役員」とは、本法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 「非常勤の役員」とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 「評議員」とは、寄附行為第31条第3号から第5号までに規定する評議員をいう。
- (5) 「役員等の報酬等」とは、報酬、賞与、退任慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員等としての報酬等には、法人本部及び各学校の給与規程に基づくものを含まない。
- (6) 「費用」とは、役員等としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費、日当等）及び手数料等の経費をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬、賞与、退任慰労金
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬等は支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、寄附行為第7条第1項第1号及び第3号に定める理事については、役員としての報酬、賞与、退任慰労金は支給しない。ただし、理事長、副理事長、専務理事、常務理事については、この限りでない。

3 第1項に定めるもののほか、役員に対しては理事会の議により功労金その他役員としての職務執行の対価を支給することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、別に定める事由に該当するときは、理事会の議により賞与又は退任慰労金を減額し、又は支給しないことができる。

### (報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する一人当たりの年間報酬総額（賞与を含む。）の上限の額は1,800万円とし、各役員の前記報酬総額はその範囲内で理事会の議により決定する。

- 2 常勤の役員の退任慰労金は、別表 1 に定める算定式より算出される額の範囲内で理事会の議により支給を決定する。
- 3 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表 2 に定める額とする。
- 4 前条第 3 項の規定に基づき、功労金その他役員としての職務執行の対価を支給するときは、報酬月額額の 12 か月分以内で理事会の議により決定する。
- 5 前項の規定にかかわらず、特別功労金は、特に功績顕著と認められる常勤の役員に対して退任慰労金に加算し支給できるものとし、退任慰労金の 30%を超えない範囲で理事会の議により決定する。

#### (報酬等の支給方法)

第 5 条 役員等に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月 21 日（ただし、支給日が土日、祝日（振替休日を含む。）にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。）
  - (2) 賞与 毎年 6 月及び 12 月
  - (3) 退任慰労金、特別功労金 退職した後 2 か月以内  
ただし、この時期までに支給決定ができない場合は、支給決定後 2 か月以内
  - (4) 功労金その他 支給決定後 2 か月以内
- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
  - 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

#### (費用)

第 6 条 役員等には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

#### (報酬等の日割り計算)

第 7 条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び国民の祝日（振替休日を含む）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 非常勤の役員が就任した場合、あるいは退任し又は解任された場合は、当該月から、又は当該月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第9条 本法人は、この規程をもって、私立学校法第137条及び第151条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議に基づき理事長が定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議により行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年12月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 (常勤の役員の退任慰労金算定式)

最終報酬月額×在任年数×係数
----------------

※在任年数は1か年単位とし、1か年未満の端数月数がある場合は切り捨てる。係数は別に定める。

別表2 (非常勤の役員の報酬)

役職名	報酬の額
理事	月額5万円 (理事会等会議への出席のほか、法人業務のための勤務を含む。)

監事	月額5万円 (理事会等会議への出席、監事監査等への出席のほか、法人業務のための勤務を含む。)
----	---